

元気な地域づくり支援事業補助金

(コミュニティ活動促進事業／「新しい生活様式」に対応した地域拠点施設整備事業)

対象経費一覧

① コミュニティ活動促進事業の対象経費

経費区分	内容	留意事項
賃金	賃金	● 団体等の構成員に対するものは対象外
報償費	謝金	● 団体等の構成員に対するものは対象外
旅費	旅費	● 講師等の旅費、活動の一部として事業実施のために必要な旅費や地域資源のPR等に係る旅費の実費 ● 団体等の構成員に対するものは、1人2万円。ただし1団体10万円以内。
需用費	消耗品費	● 記念品代は対象外
	燃料費	● 事務所経費以外で、事業実施に必要な車両または機械器具等の燃料代
	食糧費	● 会議等の茶菓子代またはイベント等の準備、当日、撤去等にかかる弁当代・飲み物代（弁当代は飲み物と合せて単価800円（消費税別）を限度） ● 酒類・酒肴類は対象外
	印刷製本費	● 見積書が必要
	光熱水費	● 事務所経費以外で、事業実施に必要な光熱水費
	修繕料	● 地域活動に供している自治会及び集落の集会施設を対象とする。ただし、佐渡市地域の拠点施設等整備支援事業で改修等を実施した施設は対象外とする。 ● 見積書が必要
役務費	通信運搬費	● 事務所経費と区分できない電話、FAX、インターネット等の通信料は対象外
	手数料	
	広告料	● 見積書が必要
	保険料	● イベント等の傷害保険料
委託料		● 見積書が必要 ● 補助対象経費に対する割合が不当に高い場合、またはその作業を外部に委託する必要があると認められない場合は対象外
使用料及び賃貸料		● 会場使用料、車両借上料、機械器具等の借料及び損料 ● 団体等が所有または賃貸する施設の使用料は対象外
原材料費		
その他		● その他事業の実施に必要な経費 ● 見積書が必要 ● 用途不明な雑費・事務費、予備費等は対象外

元気な地域づくり支援事業補助金

(コミュニティ活動促進事業／「新しい生活様式」に対応した地域拠点施設整備事業)

対象経費一覧

② 「新しい生活様式」に対応した地域拠点施設整備事業の対象経費

経費区分	内容	留意事項
需用費	修繕費	<ul style="list-style-type: none">● 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のために必要な改修にあわせて行う修繕● <u>見積書が必要</u>
工事請負費	工事請負費	<ul style="list-style-type: none">● 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のために必要な改修工事● 1にあわせて行う改修工事● <u>見積書が必要</u>
備品購入費	備品購入費	<ul style="list-style-type: none">● 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のために必要な備品に限る● 取得単価3万円以上● <u>見積書が必要</u>